

農林水産省 政策紹介

令和7年12月
農林水産省

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート技術体系転換加速化支援

品目ごとの技術課題※の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により**労働生産性の向上**を一体的かつ合理的に実施する**産地の取組**に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援します。

※品目ごとの技術課題

水稻：直播栽培や自動化農機の導入 等

麦・大豆：土地生産性・品質の向上 等

畑作物：直播栽培やAI選別等と組み合わせた大型自動化農機の導入 等

果樹・茶：自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入 等

野菜：機械化一貫体系の導入、高温障害対策技術の導入 等

2. 全国推進事業

スマート農業技術を活用した栽培体系への抜本的な転換を行う先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート技術体系転換加速化支援

(水稻)



(例)
自動操舵システム + 直播栽培による作期分散

(果樹・茶)



(例)
自動追従システム + 省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化

(畑作物)



(例)
AI選別 + 大型機械による一斉収穫・選別

(野菜)



(例)
高温障害の影響を低減する生育予測システム + 機械による一斉収穫

2. 全国推進事業

シンポジウム等の開催



展示ほの設置



先進的な取組の横展開

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2107) 1

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

【令和8年度予算要求額 1,278（64）百万円】

＜対策のポイント＞

担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稻作農業の体質強化を図るために、生産コストの低減に対する意識を醸成した上で、多収品種の導入やスマート農業技術の導入等の革新的な技術の導入が急務となることから、米の超低成本生産の実現に向けた取組・新技術の検証や、大規模化等に伴う労働力不足への対応策ともなる水稻直播栽培への挑戦を支援します。

＜事業の内容＞

1. 稲作の超低成本生産確立事業（964百万）

稻作の大幅なコスト低減を目指すため、産地全体で取り組む経営分析や、革新的な技術の実証等の取組を総合的に支援します。

① 地域広がり支援タイプ

サービス事業体等による作業委託や作期分散など、産地全体で生産コストの低減に向けた経営分析や技術実証等を行う取組を支援。

② 新技術現地検証タイプ

革新的な新技術にチャレンジする農業者の経営分析や技術実証等の取組を支援するとともに、これらの成果を収集・分析する取組や、実需との情報交換会の開催等の取組を支援。

2. 水稻直播栽培導入促進事業（300百万）

1 経営体の作付面積の増加が見込まれる中で、春作業を大幅に省力化できるものの、取組が限定的となっている直播への挑戦を支援します。

① 直播栽培導入検証支援

専用機器を導入することなく、直播栽培の導入を推進するため、試験的に播種作業を外部委託等するために必要な経費を支援。

② 共同利用機器等導入支援

機械の共同利用やサービス事業体等による取組を促進するため、播種機や鎮圧機等の専用機器の導入に必要な経費を支援。

3. 米の低成本生産に資する技術開発（292百万の内数）

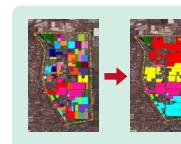
稻作の大幅なコスト低減を実現する節水型乾田直播や再生二期作等の基礎的な栽培要件を確立するための試験やマニュアル化、環境への影響を検証するための経費を支援。

4. 水稻の多収品種の普及に向けた理解醸成・行動変容推進（14百万）

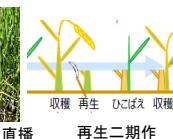
水稻の多収品種に関する先進的かつ模範的な栽培方法の生産者及び消費者等の理解醸成に向けた取組を支援

＜事業のイメージ＞

【稲作の超低成本生産確立事業】



- ① 今後の産地形成の実現に向けた経営分析等を支援



- ② 革新的な新技術導入に向けた取組を支援

【水稻直播栽培導入促進事業】



今後、規模拡大が見込まれる農業者の試験的な取組やサービス事業体等の機器導入を支援

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1、2、4の事業）

（3の事業）

農産局穀物課（03-6744-2010）

農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室（03-3502-2549）

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

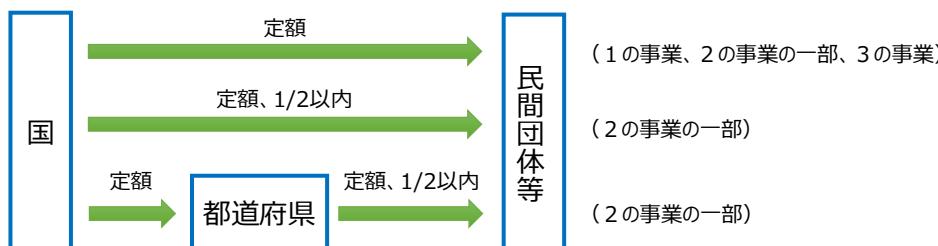
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
- ②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>

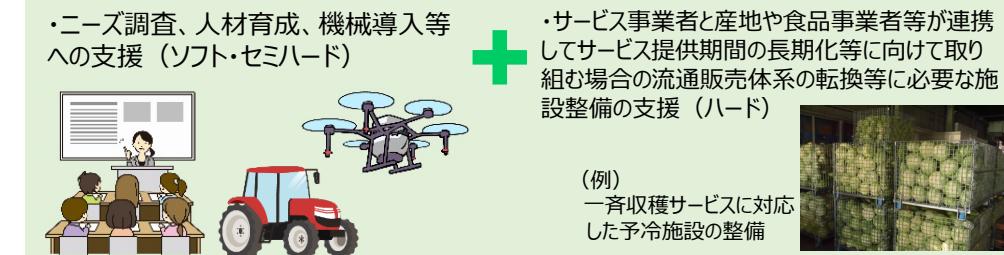


<事業イメージ>

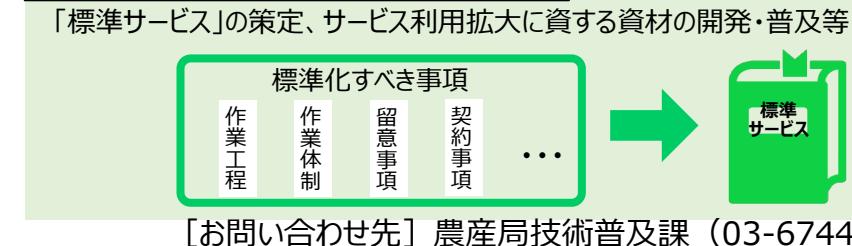
1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援



2. 農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）



3. 農業支援サービスの土台づくり支援



[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2107) 3

スマート農業技術と産地の橋渡し支援

1 事業内容

スマート農業機械等について、所期の対象品目以外への適用や、特定産地の栽培方式への適応を図るための改良に対し支援する。

また、必要に応じて関係者による検討会や、改良したスマート農業機械等の有効性の検証に対し支援する。

2 事業実施主体

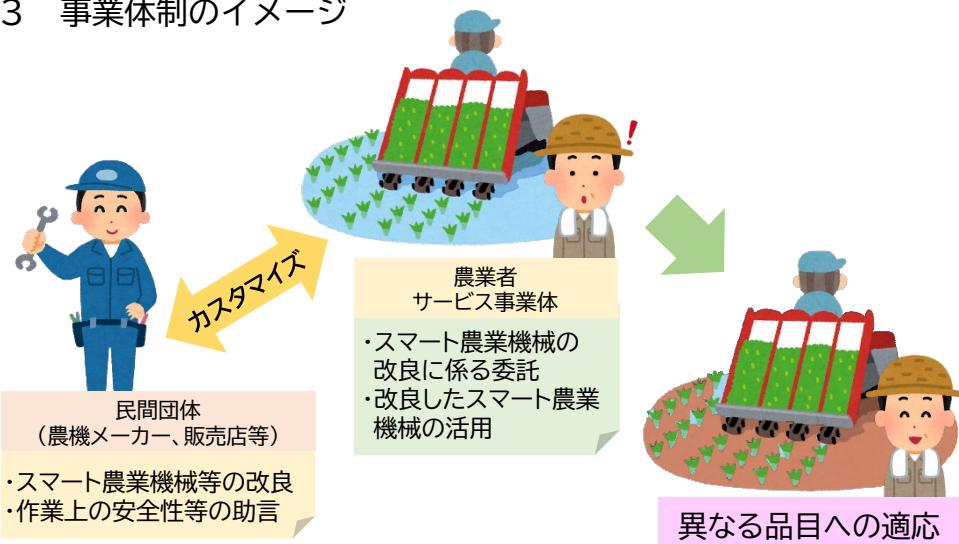
(1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）

(2) 農業支援サービス事業者

(3) 民間団体

(4) 協議会（(1)～(3)の者のいずれかが必須構成員）

3 事業体制のイメージ



4 実施要件

(1) 対象となるスマート農業機械

①改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであって、②市販されているものであること

(2) 事業実施主体又は協力者として、①改良するスマート農業機械等を利用する農業者又はサービス事業者、②スマート農業機械等の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等が位置付けられていること

5 補助率及び主な対象経費等

① 定額（上限500万円）

② 専門家謝金、カスタマイズ費（資材費、委託費）、スマート農業機械の実証費（圃場借り上げ費）、分析経費（委託費）等

6 成果目標

本事業に供したスマート農業機械等が、農業者又は農業支援サービス事業体によって活用されること

7 事業執行の流れ



8 その他

事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合（認定計画に事業実施主体（サービス事業者）が促進事業者として位置付けられている場合を含む。）、ポイント加算

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

1 事業内容

(1) サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援する。

2 事業メニュー、補助率等

(1) 推進事業（ソフト+セミハード）

- ① 立上げ・事業拡大の取組（ソフト）：定額（上限最大3,000万円※1）
- ② スマート農業機械等の導入（セミハード）：1/2以内（上限最大5,000万円※1）

(2) 整備事業（ハード）※2：1/2以内（上限30,000万円）

(ア) 実需者との連携による取組、又は（イ）複数産地間との連携による取組に必要な次の施設の整備

- ① 育苗施設、② 乾燥調製施設、③ 穀類乾燥調製貯蔵施設、④ 農産物処理加工施設、⑤ 集出荷貯蔵施設、⑥ 産地管理施設、⑦ 生産技術高度化施設、⑧ 種子種苗関連施設、⑨ 格納庫※3

（※1 サービス事業の提供範囲等により上限額が異なります）

（※2 推進事業①に取組むことが必須となります）

（※3 推進事業②にて導入したスマート農業機械等に必要なものに限ります）



実需者との連携による取組イメージ

複数産地間との連携による取組イメージ

3 事業実施主体※1

- (1) サービス事業者※2
- (2) 実需者※2
- (3) 農業者（農業者の組織する団体を含む。）※3
- (4) 地方公共団体
- (5) 民間団体

（※1 事業実施主体は（1）、又は、（1）が（2）から（5）までのいずれかと連携する場合は共同申請も可能です）

（※2 2の（2）の（ア）に取り組む場合（1）と（2）は必ず一体で取り組むものとします（（1）と（2）の役割を兼ねる場合1者のみでも可能です））

（※3 本事業のサービス事業者が提供するサービスを利用する者であるものとします）

4 主な実施要件

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること
- (2) 整備事業に取り組む場合は、推進事業に必ず取り組むこととし、費用対効果指針により費用対効果分析を行うこと 等

5 成果目標及び目標年度

- (1) 成果目標：事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標
- (2) 目標年度：事業実施年度の翌々年度

6 主な審査基準（加点要素）

- ・計画内容の実効性
- ・サービス提供面積の拡大量
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等にポイント加算

7 事業執行の流れ

<事業の流れ>

地方農政局等



事業実施主体
(都道府県を含む)

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発

令和7年度補正予算額 3,010百万円

<対策のポイント>

生産性の抜本的な向上を加速化する多収性品種等革新的な特性を持つ品種、開発した品種の利用拡大に資する栽培技術、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等について、新たに整備する高精度な分析機器も活用しつつ実施します。加えて、スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、育種現場で簡便に利用できる育種効率化基盤を構築します。また、水稻の生産性の抜本的向上に資する技術の開発により、我が国の食料安全保障の確保に貢献します。

<事業目標>

多収化や高温耐性などに資する35品種の育成 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 政策ニーズに対応した革新的新品種の開発

1,400百万円

- ① 今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種の開発
 - ② 品種の利用拡大に資する新品種の栽培技術、省力的な種苗生産技術の開発
 - ③ 切れ目なく品種開発を継続するための育種素材の開発
- を産官学の連携により推進します。

2. より高精度な新品種開発のための分析機器等の整備

840百万円

より精度の高い特性評価等を行うことにより、ニーズに最適となる品種を確実に開発するため、新品種の開発等に必要な分析機器等を整備します。

3. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築

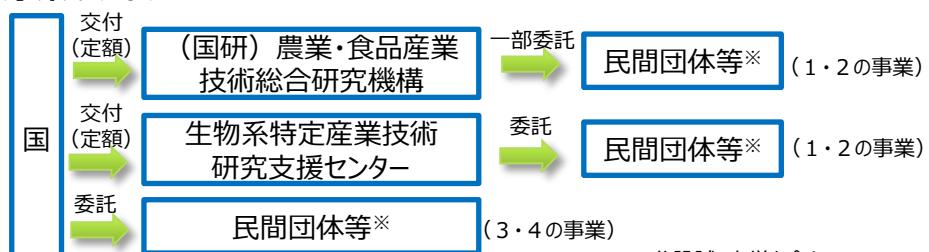
600百万円

ゲノム情報、AI、遺伝資源等をフル活用し、穀物、野菜、果樹などの新品種開発を加速化できる作物横断的な育種効率化基盤の開発を推進します。

4. 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発 170百万円

各地域における乾田直播や再生二期作に適した多収品種等を選定するとともに、その能力を最大限に発揮するための極めて低コストな栽培技術を開発します。また、節水型乾田直播の確立に向けた水管理や雑草防除技術等を開発します。

<事業の流れ>



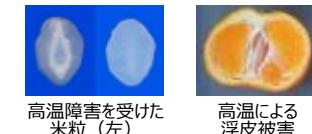
* 公設試・大学を含む。

<事業イメージ>

1. 政策ニーズに対応した革新的新品種開発

- ◆革新的な新品種の開発
(多収性、機械作業適性、高温耐性品種など)
- ◆栽培技術・種苗生産技術の開発
- ◆育種素材の開発

生産性向上等により、食料・農業・農村基本計画のKPI達成に寄与



2. より高精度な新品種開発のための分析機器等の整備

新品種の開発、栽培技術・種苗生産技術の開発、育種素材の開発に必要な分析機器等の整備

3. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築

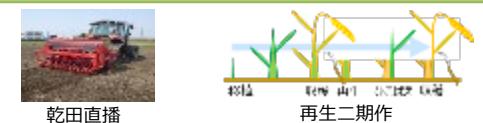
スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、多品目に利用できる育種効率化基盤を開発

- ・作物横断的な育種情報データベースの構築
- ・AI等により最適な交配親の予測や効率的な選抜ができる育種支援ツールの開発
- ・作物形質の計測を効率化する高速フェノタイプング技術の開発



4. 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発

水稻の低コスト・多収栽培を可能とする技術を開発し、マニュアルの作成・改訂等により、開発技術を速やかに現場に普及



農林水産技術会議事務局研究統括官
(生産技術) 室 (03-3502-2549)
農林水産技術会議事務局研究開発官
(基礎・基盤、環境) 室 (03-3502-0536)

中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算要求額 28,460百万円（前年度 28,460百万円）

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。**

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

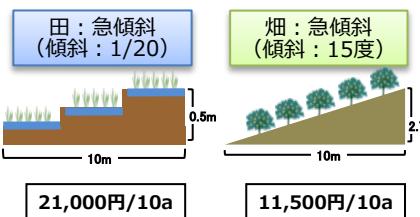
＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）**を締結し、それにしたがって**農業生産活動等**を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2

10a当たり単価

棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援
〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕

10,000円
(田・畑)

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）
〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕

14,000円
(田・畑)

超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援

6,000円
(田・畑)

ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】

ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援

10,000円(最大※3)
(地目にかかわらず)

スマート農業加算 【上限額：200万円/年】

スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援

5,000円
(地目にかかわらず)

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）7

スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象農地：集落協定農用地

単価：5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間／日だけ減少させる（リモコン式自走式草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

[対象活動の例]

- リモコン式自走式草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入など



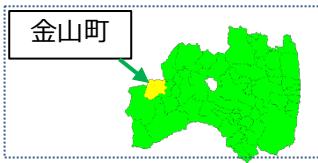
自走式草刈機の導入



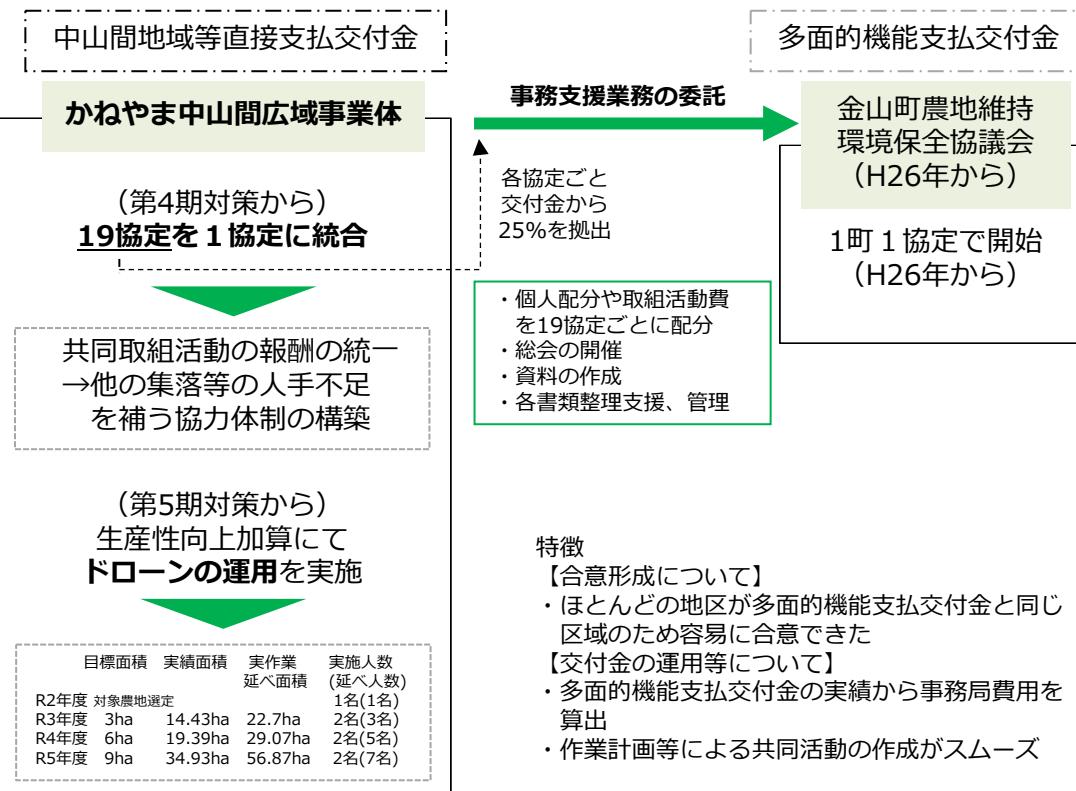
ドローンによる防除作業

中山間地域等直接支払交付金「かねやま中山間広域事業体」（福島県金山町）

1町1協定による広域的な協定事務の一元化



- 19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織
- 多面的機能支払交付金の事務局に事務支援業務を委託することで事務作業が軽減



【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：108ha(田)

共同取組活動費への配分割合：49%

構成員：農業者269人、農業法人1法人、生産組織3組織

主要作物：水稻



①集落・地域のこれまで

- ・平成26年の多面的活動でも「地域・集落の課題」と同様の問題を解決するべく広域化組織を構築し問題を解決
- ・中山間の活動においても、第4期対策から集落連携・機能維持加算（広域化支援）を活用し、地域全体で維持管理する1町1協定の広域組織の体制を構築
- ・多面的機能支払交付金の事務局に事務支援業務を委託することで、事務作業を軽減
- ・令和2年（第5期対策）より生産性向上加算にて、ドローンの運用を実施

②実施体制の特徴

- ・**19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織の体制**
- ・多面的機能支払交付金の事務を含め、**協定事務は「金山町農地維持環境保全協議会」に一元化**

③取組の内容・成果

- ・広域化により**共同取組活動の報酬が統一され、他の集落等で人手が足りないときに協力できる仕組**を整備
- ・生産性向上加算を活用して、ドローンを購入し、構成員からオペレーターを育成し、肥料や薬剤の散布を実施

元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区 [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援します。

【計画期間：3年（事業期間：1年）、交付率：定額、1/2以内（上限3,000万円）】

＜地域力活用に向けた実証＞

- ア 農業者団体の人材確保・育成に向けた取組
- イ 生産技術の習得・経営分析など新たな取組
- ウ 省力化作物や新たな栽培技術等の導入
- エ 地域の農産物を活用した商品開発
- オ 作物栽培から販路確保までの一體的な取組

＜省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備＞

- ア 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入
- イ 生産環境条件の整備（ほ場及び施設）
- ウ 鳥獣被害防止対策
- エ 専門家等による助言

注：アのうち購入は補助率1/2以内。イ及びウは、実証に必要なものに限る。

※地域協議会の構成員に、①農業者団体（農業者2者以上）、②市町村、③加工又は販売を行う民間団体を含むこと。

※農業者団体の農業経営体としての販売額の10%以上の増加又は生産コストの10%以上の削減等を成果目標に設定。

【関連事業】

2. 地域力活用サポート事業

各地域における地域力活用に向けた取組をサポートとともに、中山間地域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析や、これらの情報・知見の共有等を通じて、地域で「稼ぐ」ための取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

＜地域力活用に向けた実証＞



＜省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備＞



2. 地域力活用サポート事業

